

市川三郷町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年11月2日

市川三郷町監査委員 中澤 尚

市川三郷町監査委員 内藤 優

実施箇所	実施年月日
一般会計 特別会計 上水道事業会計 病院事業会計	平成21年10月22日・23日・26日 28日

1. 監査事項

一般会計・特別会計・上水道事業会計・病院事業会計の予算に係る財務に関する事務事業の執行について

2. 監査対象期間

平成21年度

3. 監査執行者

中澤 尚 内藤 優

4. 監査結果

関係書類を監査した結果、一部の箇所で口頭注意事項があったものの、それ以外はおおむね適正に処理されていた。

なお、次の点について注意・指導する。

(1) 口頭注意事項

歌舞伎文化公園特別会計において、この半年間会館の使用料が収納ゼロであった。歌舞伎文化公園ふるさと会館内お食事処との賃貸契約

において第3条に賃貸物件の賃貸料は1ヶ月30,000円であり、毎月町の請求により支払うことになっている。しかし、4月より納入されていない。

また、第6条において経営状況を毎年度町に書面にて報告することとされているが、提出されていない。早急に指導・対処すべきである。

町営バスの運営が極めて事業効率が低下している。これは、旧町の財産であり一度に廃止という訳にはいかないが、コミュニティバスの活用を検討するなど、対応願いたい。

随意契約のあり様については、多くのところで改善されつつあるが、依然予算編成時の基礎資料をして見積りが巾をきかせているものが見受けられる。工夫をこらしながら複数社による見積りあわせによって経費の節減がはかれるよう取組んで欲しい。

超勤手当てに関しては、職種の違いや、代休制など、できるだけ不公平感が生じないようにとの思いもありますが、町全体として統一した方針で望まれるよう、特に管理職には、対処方を要望します。

また、各課に設置されているはずの「年次休暇命令簿・代休管理簿」などで代休にかかる記録を明示しておく必要がある。早急に対応して欲しい。

(2) 要望事項

収入の面では、町の根幹をなす町税について、現状は、ほぼ昨年並の徴収となっているが、現年分の収納が年度末大変厳しい状況が予想される。現今の景気動向の影響が色濃く反映されているものと思われるが、なお一層の努力を期待する。

なお、その他の使用料・負担金・保険料等の滞納整理においても同様の状況が報告され、徴収を難しくさせているがなお、一層の努力を要望する。

(3) その他

本年度は、特に提出資料の不備が目立ちました。監査に限らず行政全般にわたり、必要資料の整備・準備をするようお願いしたい。